

別記様式第二号 (第 4 条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第 8 条第 3 項の規定により通報します。

年 月 日

公安委員会 殿

公務操縦者

氏名

㊞

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
公務操縦者	氏 名 生年月日 住 所 電話番号	
公務操縦者の勤務先	名 称 所在地 電話番号	
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名 称 所在地 担当者の氏名 電話番号	

機器の種類			
機器の特徴			
製 造 者	名 称	製造番号	
色	大 き さ	積 載 物	
その他の特徴			
備 考			

- 備考 1 法第 2 条第 1 項第 1 号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。
- 2 操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 4 操縦者欄には、法第 8 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 5 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。
- 6 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
- 7 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 8 機器の種類欄には、法第 2 条第 3 項に定める小型無人機又は第 2 条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他のいかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 10 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第二号 (第 3 条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第 8 条第 3 項の規定により通報します。

年 月 日

公安委員会 殿

公務操縦者

氏名

㊞

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
公務操縦者	氏 名 生年月日 住 所 電話番号	
公務操縦者の勤務先	名 称 所在地 電話番号	
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名 称 所在地 担当者の氏名 電話番号	

機器の種類			
機器の特徴			
製 造 者	名 称	製造番号	
色	大 き さ	積 載 物	
その他の特徴			
備 考			

- 備考 1 法第 2 条第 1 項第 1 号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。
- 2 操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 4 操縦者欄には、法第 8 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 5 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。
- 6 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
- 7 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 8 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他のいかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 9 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。